

第2章 ハウゲン学校、教育管理庁、マングルユット高校

社会科、宗教・道徳教育及び生活指導に関する

2005年・ノルウェー訪問第2報とその関連事項

筆者は、本科研費研究の一環として、2005年9月1日-17日、ノルウェーの学校及び行政機関を訪問し見聞した。この研究旅行における見聞に関する第1報は、本書第1章「ノルウェーの初等・中等学校における宗教・倫理及び社会科教育 宗教・道徳教育及びアイツヴォグ教授談話」である。

本稿は、この研究旅行での聞取りに関する第2報であり、関連事項を付した研究ノートである。

2002年夏のオスロ滞在・ノルウェー語研修を別として、6年ぶりにノルウェーの学校・行政機関を訪問・見聞し、ノルウェーの教育に関する情報・知識を総合する新たな境地を開くことが出来たと思う。両研究ノートをもって、今後さらにノルウェー教育の研究を深化発展させる手掛かりとしておきたい。

以下、各訪問先について、最初に訪問日・時間帯、所在地、主たる対応職員を記す。

その後、主として訪問先で提供された説明・資料を軸として、聞取り事項に番号・見出しを付して記述する。その基軸事項の前後・周辺に、できるだけ資料源を明記して、聞取り事項に関する知識・理解を補う。

(一) ハウゲン学校 *Haugen skole*

9月7日(水曜日)午前。Høybråtvn. 4, 1055 Oslo。

エヴァ・ヘムスタッド校長(Rektor *Eva Hemstad*)

(1) 全般状況、生徒の出身文化の多様性、校長の仕事、学校の自律制

この学校は、小学校、中学校一貫のオスロ市 *Oslo kommune* 立の基礎学校である。

ここで、「基礎学校」、「小学校」、「中学校」について述べておく。

まず、法律では、ノルウェーの初等教育及び中等教育制度は、1998年7月17日の法律第61号「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」*LOV 1998-07-17 nr 61: Lov om grunnskolen og den vidaregåande opplæringa* (略称「教育法」*opplæringslova*)によって定められている。主として第2章 *Kapittel 2.* に「基礎学校」*grunnskole*の規定があり、基礎学校は10年制の義務教育学校である。同法には、「小学校」*barneskole*、「中学校」*ungdomsskole* についての規定はない。教育法上は、10年一貫教育の学校制度が前面に立てられて定められている。なお、*barn* は「子ども」、*ung* は英語の *young* に当たる語である。

次に、国の教育課程基準 *læreplan* では、第 1-4 学年が 「低（小）学年段階」 *småskulesteget*、 5-7 学年が 「中間学年段階」 *mellomsteget*、 8-10 学年が 「前期中等（少年、若者）学年段階」 *ungdomssteget* (KUF 英訳： *the lowersecondary stage*) と区分されている。このうちの 及び 段階学年（だけ）から成る学校が 「小学校」 *barneskole*、 段階学年（だけ）の学校が 「中学校」 *ungdomsskole* と呼ばれている。10 学年学校は、ノルウェーの小規模人口コムーネ *kommune* の多いノルウェーの事情に応じたものだと思われる。学校配置図を見るとオスロでも全 10 学年の基礎学校が何割かの程度で存在する。しかし 1997 年以来私が訪ねた 20 校前後の基礎学校はどれも小学校か中学校のどちらかであり、全 10 学年の基礎学校訪問は、このハウゲン学校が初めてであった。（以上、北川による説明。以下が校長からの聞き取り説明の要点。）

当校は、生徒数は約 500 人で各学年には 2 学級がある。職員は、校長、副校長、インスペクター *inspektør* (副校長～主任級の学校管理職) 各一人及び一般教員の外、各学年毎 1 人の助手、事務職 3 人、用務員 1 人、清掃作業員 3 人の総計 70 人である。ノルウェーの基礎学校としてはむしろ規模の大きい方であり、学校区域も都市部であって人口密度は低くはない。

2005/06 学年度は、2006/07 年度の教育課程改訂へ向けての特別な年度である。

この学校の生徒の約 60% は、パキスタン、インド、トルコ、ヴェトナム、イラン、イラク、ユーゴスラビアなど少数文化の背景をもっている（アフリカは少ない）。そのため、ノルウェー後の読み書き会話が充分に出来ない生徒が多く、25 % が 2 カ国語による授業の援助を必要としており、その外も含めて 50% の生徒がノルウェー語教育の特別な援助を必要としている。

各教員は 1 つの学年でだけ教えるようにしており（学年教師集団）、各学年に 2 カ国語（ノルウェー語と語）の教師がいるようにしている。

校長の仕事は、優秀な教育(学)的リーダーであり、親との協力を務め、人事上 3 人の学校管理職中のトップリーダーであり財政上も責任者であることである。

オスロ市は各校の自律を重視しており、財政上も自律的権能を認めており、教員の賃金は学校が支払い、教材も学校で購入する。

(注) なお、教育法により、教育行政は、基礎学校は行政は基礎的地方自治体である「コムーネ」 *kommune* の所管、後期中等教育は広域地方自治体である「県」 *fylkeskommune* の所管となっているが、オスロ市は、同法の特別規定により教育行政に関しては県とコムーネの概ね両方の権能を有している。（以下、(注) (注 1)、(注 2) ... 等と記すものは、原則的に、筆者 = 北川邦一による注である。ただし特記する、又は文脈上明白な例外がありうる。）

(2) 社会変化への対応

学校は、小さな社会、社会のミニチュアであり、格差、多様性がある。

ノルウェーは豊かな国で可能性がある国である。学者の研究結果では、財は豊かになっているが、格差は

大きくなっている。賃金、収入、仕事の可能性の差が拡大し、失業率も増加している。(この項以下、アイツヴォグ教授説明と同旨の説明がいくつかあった。 - 北川付記)

その社会状況の中で、格差が学校の中で生じないようにすることが重要である。

この考えの下で生徒の能力を高めるために national test をしている。

格差があり、家族の背景、文化、能力の差があってもみんなの生徒を大事にすること、みんなを育ててゆくこと、各個人にあった教育をすることが重要である。この考え方はこの数年来、重視されている (*tilpassing, tilpassing, tilpassing, tilpassing, tilpassing*。 英 *adaptation, adapted education*)。

学校としては、生徒個人に合わせた融通性を教育に持たせなければならない。

各家族で学習を重視すれば、その収入状況とは別に、生徒の成績が向上しているという統計もある。

生徒の共同のグループをつくと、どの生徒も伸びることが出来る。

学校の教育計画 skole plan は、departementet(教育研究省) - bystyre(オスロ市議会)の方針を受けて学校で立てている。特に高校のレベルでは格差があって不平等になってきている。入学するための成績に高校間の点数差が生じてきている。そのため当校の各学年でどのように対応するかが、課題になっている。

同時に共同(協働)samarbeid を学校で習わせることが大切である。

(3) 生活指導、学校の規律

日本の「校則」に当たるものは、オスロ市内共通の「学校、及び成人教育センターのための秩序規則」*FORSKRIFT OM ORDENSREGLEMENT FOR SKOLENE OG VOKSENOPLÆRINGSSENTRENE I OSLO KOMMUNE* が定められている (2002年7月12日市議会承認 *vedtatt 12.07.2002*)。

各学校はこの基準に加えて校内規律を定めることが出来る。

近年携帯電話の問題が生じていて、ハウゲン校では一切使わない、絶対持ってこないと決めている。

規律で禁止するだけでなく、社会的に良い態度を育てること、褒めることも大切にしている。

すべての人に対する思いやりと尊重 *hensyn og respekt for alle*、 時間を守ること、 良い言葉使い、人への嫌がらせ *plage*(いじめ *mobbing* を含む)をしないこと(これは各学級で枠を付けて壁に貼っている。)、秩序を守り物を大切にすること、 勉強のために静かにすること、などを重視している。

(4) 宗教・KRL授業

教育課程は1997年の国の基準 *læreplan (L97)* に基づいている。この内容はかなり広いので、生徒の知識状況に応じて適用可能である。

子どもの良心を傷付けないことに配慮している。性教育では問題が生じたが、会話ができると解決できる。

KRL は、諸宗教・宗派の長短を教えるものではない。大切なことは、これが正しい、これが間違っているとは考えないで多様な観点から授業することである。

KRL が「社会科」*samfunnsfag* と違うところは、規範 *norm* を重視して会話をすることである。

その方向は、教員から生徒に向かっているが、KRLの授業は難しいところがあり、その場合には内容を簡単にする。また、学者の見解も関わってくる。

文化の多様性を尊重することが大事で、KRLの授業でもこれを重視する。しかし、各教科では、人文主義的人間観 *humanistiske filosofi* が求められる。

[付記]本報告書別稿「アイツヴォグ談話」で述べているとおり、1997年改革により'*Kristendomskunnskap med religions- og livssynsorientering*' (略称 **KRL**) の教育課程基準が定められ、98年制定の教育法は、主として § 2-4 等の規定でこの科目の名称・性格等に付いて定めた。KRLは、2002年3月7日、改訂され、正式名称も '*Kristendom,- Religions- og Livssynskunnskap*' へと変更され (略称は変わらず。) 教育法 § 2-4 の規定等も改正された (2002.4.12 法律第 10 号)。しかし、さらにその授業ないしは科目のあり方に関して国連委員会への提訴があり、2005年6月17日付けで教育法 § 2-4 等の改正が行われ (法律第 106 号) 教育研究省 UFD は 2005年8月3日、新 KRL 科目の教育課程国家基準を決定した。これに関しては、本稿(2)で後述する。校長の説明は、KRL 改訂への言及は無かったが、概ねこの改正方向に沿った内容であった。

(二) 教育管理庁 *Utdanningsdirektoratet*

2005年9月7日 (水曜日)午後。Kolstadgata 1, Postboks 2924 Tøyen, 0608 Oslo。

アルンヒルド・ヘグトン 主席企画官 *Prosjektleder Arnhild Hegtun* (KRL教育課程制作担当者)

イバル・ヤン・レーレン 参事 *Rådgiver Iver Jan Leren* (高校職業教育専門)

マリー・グランハイム 上席参事 *Seniorrådgiver Marit Granheim* (国際部担当)

説明は、グランハイム参事の総括の下で、主として上記両分野の各担当者から受けた。

(1) 「教育管理庁とは何か」

教育管理庁については、別稿「アイツヴォグ談話」その発足について記した。その後、同庁作成の下記題目の英文6頁の pdf ファイルを見つけた。その職務権限と実態に係る要点部分の抄訳を示して、同庁での聞き取り内容理解の前提としておく。

What is the Directorate for Primary and Secondary Education?

資料源:http://www.utdanningsdirektoratet.no/upload/Brosjyrer/brochure_udir.pdf (2006.2.25 現在)

教育管理庁は、2004年6月15日に設置された。庁は、初等及び中等教育の開発 *development* に責任を負う。

管理庁は、教育研究省の執行機関である（英文表記では '*executive agency for the Ministry*' ）。

この権限内で管理庁は教育の監察 *surpervising* 及び教育部門の管理 *governance* に対するあらゆる責任を負い、並びに議会の法律 *Acts* 及び法規 *regulations* の実施に責任を負う。管理庁は、ノルウェーの特殊教育支援機構(Statped)、国立学校及び国立教育センターの運営にも責任を負う。

管理庁は初等及び中等教育のあらゆる国家統計に責任を有し、これらの統計的主導に基づいて研究と開発を発展させ視察する *develop and monitor*。

管理庁は、生徒及び職業実習生に与えられている質の高い教育を受ける権利を確保することを目的としている。（以上、白抜き第 1 頁全訳）

管理庁は知識促進、初等中等教育全体の包括的改革とに関連で、約 300 の *new curricula*（新教育課程約 300 科目の基準内容と言う意味か - 北川）の開発をしている。

管理庁は 2004 年に高等学校の 412 科目 *subjects* の試験を用意した。

Skoleporten.no は、学習環境、資源、学習産物及び後期中等教育の実施を示す 403 の指標その他を擁している。

71,000 人の生徒が 2004 年の中学校終了時試験を受けた。

管理庁は 2005 年の教員能力開発に 300billion NOK^{*マ}の報賞金を出している (The Directorate is awarding 300 billion NOK ^{*マ} to develop teacher competence in 2005.)（以上、第 6 頁 = 記事稿末部分の '*Did you know that ...*' 項目全訳。）

(* このとおりであれば、300×10 億 NKO 3000 億 × 17 円 と計算して、5 兆円余となるが、信じ難い。300million NOK 50 億円の誤記か。 <http://odin.dep.no/kd/norsk/dok/statsbudsjett/> (2006.2.25 現在)の St.prp. nr. 1 (2005-2006) Del II Nærmare om budsjettforslaget、参照。)

(2) KRL改訂

ヘグトン企画官の説明

KRL改訂に至る大筋

KRL 関係科目の中では様々な対立があった。

1997 年までは、キリスト教と人生観 *livssyn* (*Engelsk stor ordbok met iFinger* 辞典では、*philosophy of life, view/outlook on life, faith* 人生哲学、人生観、信念)とに分かれていた。97 年に、一方に (*religion* と *livssyn* にということであろう - 北川。) *orientering* という語が付いて宗教教育、人生観教育そのものとは無関係な内容になった。他方で、古くから宗教教育や人生観教育に関わらない一般的な内容があった。後者は、そのまま 1993 年の教育課程基準に入れられていたのが L97 で発足した KRL に含められ、その結果 L97 の KRL すなわち *kristendoms-kunnskap med religions- og livssynsorientering* 科目が出来た。

以上について、インターネットによる情報等を付記すると、次のとおりである。

’付記(以下、地の文は 番号項目の下でヘグトン氏の説明を基本として記す。その後、それに関する北川による付記をこの例のように、 番号に「 ’」を付して書き加える。)

L97 の KRL の大要は、北川『ノルウェーの 94 年・97 年初等中等教育改革の概括的調査研究』(1999-2001 年度科研費研究成果報告書・基盤 C(2) 課題番号 11610298。2002 年 4 月) <51>頁 ~ <58>頁。この科目に関する「教育法」制定当初(1998 年 7 月 17 日)の関連規定 § 2-3、 § 2-4、 § 2-12 及び § 2-13 は、この北川報告書 <110>、 <111>、 <113> 及び <114> 頁を参照されたい。

教育課程基準改訂と国会

教育課程基準は、従来普通は UDF や旧 KUF などの省の権限内で、例えば「国会(への)報告第 32 号」*St.meld nr.32* のような「政府報告」(英語での表現: *white paper*)として出されてきた。しかし、2006/2007 年度から予定されている教育課程科目の基準の改訂全般の中で、今回 1 年前倒しの KRL 科目だけはその基準審議が唯一、国会で扱われ国会の議決を経て法的機関も認めて法律面でも改訂された。

’付記

2002 年版 KRL 科目基準 *Revidert forslag til plan for faget Kristendom, - Religions- og Livssynskunnskap fra Læringscenteret 7.3.02* は、教育研究省 UFD(当時)が 2002 年 3 月 7 日に改訂、公示(下記(E))。2006 年 2 月 26 日現在、教育省 KD の下記 URL(e)に所在。

(E)07.03.2002, Utdannings- og forskningsdepartementet, *Forslag til revidert KRL-plan overlevert*

(e)<http://odin.dep.no/odinarkiv/norsk/ufd/2002/annet/045071-230020/dok-bn.html>

なお、「forslag」は、*Engelsk stor ordbok med iFinger* では「proposal (tilbud), proposition (plan, prosjekt), suggestion (henstilling), motion (i en debatt), bill (lovforslag)」と記されている。Hegton 説明と合わせ考えると、KRL 科目基準は、事実上は別として法的には「法規」の性格は有さないと考える余地もあり得る。

2005 年版 KRL 教育課程基準は、同じく UFD が 2005 年 8 月 3 日に決定して公示(下記(N))。2006 年 2 月 26 日現在、下記(n)に所在。なお、下記(n')所在の UFD, *Læreplan i KRL*、参照のこと。

(N)*LÆREPLAN I KRISTENDOMS-, RELIGIONS OG LIVSSYNSKUNNSKAP*

(n)http://odin.dep.no/filarkiv/254295/Laereplan_KRL_.pdf

(n')<http://odin.dep.no/odinarkiv/norsk/ufd/2005/dok/045071-140004/dok-bn.html>

KRL に対する評価と国会議決

KRL は、難しい問題なので評価 *evaluering* を受けた。4 c m くらいの厚みの評価文書が提出され、その白書が出来て国会で議決された。それに基づいて KRL 科目の改定案が出来た。このような国会手続を経た教科教育課程基準の改訂は KRL 科目だけである。

この評価で判ったことは、KRL 科目の内容は多すぎて難しすぎると言うこと、テーマを小さくして、もう少し、宗教知識を明確にするべきであると言うことであった。また、宗教と人生観 *livssyn* の二つにするか、キリスト教の知識を入れるか、人生観だけにするかが問題になった。

’「評価」関係付記

国会への提案 2000-2001 年度第 32 号 : 「KRL 科目についての評価」(教会教育研究省 2001 年 3 月 30 日提案。同日国会承認) St.meld.nr.32 (2000-2001) 'Evaluering av faget Kristtendomskap med religions- og livssynsorientering', Tilråding fra Kirke-, utdannings og forskningsdepartementet av 30.mars 2001, godkjent i statsråd samme dag. (cf., *iFinger* : meld. = melding report, statement. tilråding advise, recommend)。因みに、この間、教育所管省は、第 1 期政権ストルテンベルグ(2000 年 3 月 17 日 ~ 2001 年 10 月 19 日) *Jens Stoltenbergs første regjering* までは教会教育研究省 *Kirke-, utdannings- og forskningsdepartementet* (略称 *KUF*)、2001 - 2005 年の第 2 期ボンデヴィク政権 *Kjell Magne Bondeviks andre regjering* からは教育研究省 *Utdannings- og forskningsdepartementet* (略称 *UFD*)、2006 年 1 月 1 日から教育省 *Kunnskaps- departementet* (略称 *KD*) と変化した。

新KRL

新 KRL は 2005 年 8 月 17 日から実施した。この改訂に約 10million NOK(¥1 億 7 千万)を要した。能力 kompetanse の向上のため、お金と教育内容の両方が問題だった。各県における国の代表 *Fylkesmann* も見直し議論に参加した。

新 KRL のためには、親に対する指導が 20 カ国語で書かれている。政治的文書も含まれている。

内容は、orientering(方向付け)ではなくて、知識 kunnskap の教育に変わった。それとともに、参加しなくても良いという権利(授業参加免除)は無くなった。

内容は、キリスト許知識が 55%、他宗教知識が 25 %、livssyn が 20 %。人生観 livssyn の中には、道徳の外、哲学も実験として入れている。哲学については科目として独立させることも考えている。

この改訂については、国家機関、大学・専門家、地方自治体・学校の三者の協働が必要であった。8 月 18 日には、大学・専門家と *Fylkesmann* によるセミナーを実施した。それを経て、各県 *fylkeskommune* で専門家と学校の教員による研修をしてゆく。

人権問題と授業参加義務と知識教育だが押しつけはしないことの間には矛盾の可能性が残っているが、新 KRL 文書では触れていない。

国連人権委員会への在来KRLに関する提訴

KRL については、ヒューマニズムの協会 *Human-Etisk Forbund* がストラスブールの国連人権問題委員会 *Menneskerettsdomstolen i Strasbourg* に申し立てている。6 人の親から批判が出た。そのリーダーは、*Human-Etisk Forbund* の所属で、8 月 18 日のセミナーでも批判的な意見を述べた。その批判は、教育課程基準についての批判と言うよりは、実際の授業(の内容・方法)に対するものであった。それゆえ、授業をする教師の知識の問題である。新聞には事実と異なる記事も報道された。

国連人権問題委員会から出た意見は、中立にせよという意見であって、教育法には KRL 条項が入っているがその教育法を改正せよとは言っていない。

' 付記

() 2002 年、ライアヴォーグ夫妻とその娘 *Unn and Ben Leirvåg, and their daughter Guro* を含む 4 家族 11

人が、ノルウェーにおける「市民的、及び政治的権利に関する国際規約」第18条(思想、良心及び宗教の自由)侵犯等について国連人権委員会 HUMAN RIGHTS COMMITTEE に申し立てた(3月25日、11月7日及び10日)。同委員会は2004年、この事件に関する見解 VIEWS を発表した(11月3日決定・Communication No. 1155/2003)。同見解第15-17項で国連委員会は、同条約第18条第4項の侵害は明らかであり、ノルウェー政府は申請者の権利を救済する責務を負うとし、そのために政府が採った措置を90日以内に報告するよう求めた。この見解はKRLにも言及している。なお、この見解は英文で下記URLに掲載されている。

<http://odin.dep.no/kd/norsk/aktuelt/pressesenter/pressem/045071-990398/dok-bn.html>(2006.2.27 現在)。

() *Human-Etisk Forbund* による KRL に関する記事には下記等がある。©Human-Etisk Forbund, 2004, *KRL-faget - hva skjer?*(http://www.human.no/templates/Page___158.aspx(2006.2.26 現在))

() なお、*Human-Etisk Forbund* は 2004 年 2 月 15 日 ノルウェー憲法 § 2 の改正案を公表している。*Forslag til endringer av grunnloven § 2'* (http://www.human.no/templates/Page___348.aspx(2006.2.26))。

(3) 教育課程改革 (主として後期中等教育・高校)

レーレン参事の説明

後期中等教育のコース *studieretning* 統合

() 2006/2007 年度から後期中等教育・高等学校の教育課程の全面的改正を予定しており、それとともに、現在の「基礎課程」*grunnkurs*(GK)と「上級課程」*videregående kurs* (VK)、それぞれの「コース」*studieretning* (英: *branch of study, line of study* - 辞典 *Engelsk stor ordbok met iFinger*)の統合を計画している。

表1 2006/2007 学年度からの高校教育課程改革

		従来	改革後
基礎課程(第1学年)	職業資格向けコース	12	9
	進学資格向けコース	3	3
上級課程の資格コース		120	70

() 現在、*svennebrev* (craft certificate 伝統的職人資格)、*fagbrev* (certificate of completed apprenticeship 新しい職業実習終了資格)、それ以外の *yrkeskompetanse* (professional qualification, *hudpleie* スキンケア、歯科技工士補助など)、合わせて約200の専門 *fag* (職業・学科)資格がある。今回の教育課程改革(以下2006年改革と略記 - 北川)はこれらの資格自体を変えるものではない。

() 2006年改革では、1994年以來の制度で、例えば *KOKK-*、*SERVITØR* (「調理、給仕」)コースと *Fisk-BAKER*、*SLAKTER-INUTRI* (「魚肉処理」)と養成コースが分かれていたが、これを上級第1学年課程で *REST-/MAT-* (「レストラン・食物」)コースに統合する。このような統合については激しい論争が行われている。

()2006年(正確には2006/2007学年度。以下この例のように略記。)からは、上級課程VK(原則2年)の第1学年=VK、第2学年=VKの教育内容構成比率を表2のようにする。

表2 2006/07年度以降の高校上級課程VKの教育内容構成比率

	普通教育科目 ALM	職業理論科目 Yurkes Teori	プロジェクト Prosjekt*
VK	20%	50%	30%
VK	30%	50%	20%

付記

()1994年教育改革 **R94**、1997年教育改革 **R97**、これらを受けて総括的に定めた教育法制定後のノルウェーの初等中等教育制度については、前記の北川・1999-2001科学研究費報告書で概括した。また、そのうち高等学校教育の制度と実態については、北川「ノルウェーの高等学校」(本報告書第3章。初出、大手前大学社会文化学部論集第3号・2003年3月)で詳述した。その最も基本的な事項を、本報告書第6章「高校社会科関係3領域の教育課程(翻訳)の「翻訳まえがき」の記述との重複を厭わず、述べておくと次のとおりである。

ノルウェーでは、義務教育学校(R97で1年延長されて6歳-16歳の10年制となった。)を修了した者は、「3年間の全日制の後期中等教育」を受ける権利を有する。後期中等教育を希望する者は、申請することによって、その基礎課程として高等学校の第1学年に設置された15のコース *studieretning* (R94当初は13)のうち第3志望までのどれかには入学することが保障され、第2学年以降は入学した基礎課程の上に設置された上級課程VKで引き続き教育を受けることができる。上級課程は1年間の第1課程VKとその後の第2課程から成る。上級第2課程は、普通コース等の進学コースは1年間、職業資格取得コースは2年間でその内の半分を理論学習、半分を企業内での職業見習い実習としている。(なお、上級課程 *videregående kurs* の略称・略記は従来'VK'であったが、2006/07改革に当たって'VG'が使われるようになっている(したがってVK、VKもVG、VGへと変化。)が、本稿では「VK」としておく。)

後期中等教育の「コース」*studieretning*については、例えば下記の生徒の進路選択用冊子に各コースの取得資格・履修科目内容が詳細に示されている。

'Din videregående opplæring ? 2000-2001', Liv-Inger Jørgensen, PEDLEX Norsk Skoleinformasjon, 1999.

'Studieretning for allmenne, økonomiske, og administrative fag', (以下、同上)

前記の北川論稿「ノルウェーの高等学校」では、上記両書をも参照し、「これ」と思われるコースの例をとり、現地訪問・聞き取りと照合して同国の高等学校教育について詳述した。なお、この論稿では、*studieretning*を「学科」と訳したが、ノルウェーの後期中等教育、特に職業資格取得課程ではほとんど進級年次毎に進路が細分化している。ゆえに今後は、固定的な語感の「学科」に替えて、「コース」の訳語を用いる。

()2006/07年度からの後期中等教育のほか初等教育、前期中等教育を含む全面的教育課程改革に関する

2006年2月末現在の新状況は、下記に示されている。

(1) *Kunnskapsløftet for alle fra høsten 2006*, (Pressemelding, 23. november 2006), <http://odin.dep.no/kd/> (2006.3.5 現在)。

(2) 同資料のリンク：*Fakta om Kunnskapsløftet*。

() 職業資格 *yrkeskompetansene* は *fagbrev, svennebrev, vitnemål* に3類別されている。資料源：*Europass fagbeskrivelser* 28.10.2005、<http://skolenettet.no/> (2006.2.28 現在)。

進学コースの早期選択化傾向

() 2006年から職業教育コースでの普通教育科目は従来に比べ、やや少なくなって、職業資格向きを選んだ生徒が進学向きへの転換をすることは、やや難しくなる。(94年改革前は職業コース(専攻)に入るのは困難だった。94年改革は16歳で高校に入れる権利を保障した。)

() VKのプロジェクト(前表*印)は、学生が自分の希望で選ぶ。代わりに進学向きの一般科目を選ぶことも出来る(プロジェクトとして? - 北川)。

() しかし普通教育科目が減るから、進学のための付加学年をとって進学するのは今より難しくなる。

() 小、中学校で第2外国語が義務履修科目になり、第2外国語が高校入学のための成績の一部に含まれる。高校でも2つの外国語履修が要求される。

() これらの状況は、ボローニャとコペンハーゲンとのプロセスによる。ノルウェーがEUの「ボローニャ・プロセス2」に入っていること、つまり2010年までに第1の知識吸収をした地域として活躍するという目的を立てていることに困っている。

2006/07年改革に至る基本動向

2006 / 2007年教育課程改革は、(1)クレメット *Kristin Clemet* 大臣の求めで2001年10月、「資質委員会」*Kvalitetsutvalget* が任命された。(2)この委員会の2003年6月の「資質改革」*kvalitetsreform* 提言を踏まえて、(3)UFDは2004年4月、国会への報告書「*Kultur for læring*」を提出した。(4)国会は大筋賛成した。(5)これらを受けて、職業教育協働審議会 SRY の新委員が2004年6月から審議を開始した。

なお、教育課程には融通性があり、方法・具体化はかなり自由に地域 *fylkeskommune* で定め得る。

付記

() 「資質委員会」*Kvalitetsutvalget*(英語表現 *Quality Committee*)は2001年10月5日、政令 *kongelig resolusjon* (royal decree) で任命され、2002年1月から仕事を始めた

(http://odin.dep.no/kd/norsk/dok/andre_dok/veiledninger/045071-120006/dok-bn.html。2006.3.1 現在)。

() 資質委員会の報告内容を示す文書としては下記がある。

(1) 2003年6月5日報告「資質改革のための課題」*Utfordringen for en kvalitetsreform i grunnopplæringen*。

(資料源：「*Kvalitetsutvalgets utredning - "I første rekke" 5.juni 2003*」。

<http://odin.dep.no/kd/norsk/dok/dok/veiledninger/045071-120006/dok-bn.html>。2006.3.4 現在)。

(2) *Norges offentlige utredninger*, 同委員会の『第1次報告集 すべての人のための一つの基礎

教育における強化された資質』『*I første rekke - Forsterket kvalitet i en grunnopplæring for alle*』, NOU 2003:Utredning fra et utvalg oppnevnt ved kongelig resolusjon av 5. oktober 2001, Avgitt til Utdannings- og forskningsdepartementet 5. juni 2003, 資料源 :

[http://skolenettet.no/upload/\(2006.2.28 現在\)](http://skolenettet.no/upload/(2006.2.28現在))。上記(1)提案の基になった報告集で PDF ファイル 422 頁の大分量である。

(3)Terje Valen、'Utdanning i første rekke kladdeversjon', utkast 12.11.2003. 資料源 :

<http://home.online.no/~tervalen/Utdanningirekke2.htm> (2006.2.28 現在)。上記(2)の概要版である(40 字 × 40 行和文換算で約 90 頁)。

()UFD は 2004 年 4 月 2 日、国会への報告書 Stortingsmelding (white paper) 『学習のための文化(学習、教養)』『*Kultur for læring*』(『*Culture for learning*』) = St.meld. nr. 30 (2003-2004)を国会に提出した。

(UFD 報告書は、<http://odin.dep.no/filarkiv/207625/STM0304030-TS.pdf>として 2006.3.4 現在)

()国会の「教育研究委員会」*Kirke-, utdannings- og forskningskomiteen* は、UFD の報告書を受けて審議した結果、委員会の国会への報告書 *Innstilling Storting 'Kultur for læring'* = (Innst.S. nr. 268 (2003-2004), 11.06.2004) を 2004 年 6 月 11 日付けで提出した。同報告書には委員会での少数意見等も記されているが、結論は、UFD 報告書に付け加えるべきことはない、早急に UFD 報告内容を実施すべきである、その実施の環境を整えるべきである等という内容である。この国会委員会報告書は、下記 URL に掲載されている。

<http://www.stortinget.no/inns/inns-200304-268.html> (2006.3.4 現在)。

()この経過を受けて、SRY の新委員が任命され、2004 年 6 月 16 日から継続的会合を始めた。

職業教育協働審議会(SRY)

()職業教育コースは、経営から見ると雇用主の代表と被用者の代表と政府代表との 3 者が責任を負っている。「職業教育協働審議会」*Samarbeidsrådet for yrkesopplæringen** (略記: SRY)があり、その下に各専門別の評議会がある。これには学校の代表も含まれる。120 の資格コースが 70 に減ったので、この評議会の数も減った。専門・科目 *fag* を統合するかどうかはこの評議会の委員たちが決めることである。

()職業教育協働審議会 SRY の下に、各分野 *fag* 毎の審議会がある。各審議会は企業代表 1 人、教員代表 2 人の 3 人で各科目等の教育課程の第 1 素案をつくる。後期中等教育上級課程(高校第 3、4 学年)の教育課程は企業代表 2、学校代表 1 で素案を作り、他の審議会案とも調整して教育管理庁 *Utdanningsdirektoratet* に案を出す。管理庁は政治的意見も勘案して調整し他結果をヒアリングに出す *høring* (hearing)に出す。約 3 ヶ月かけて、30 の県・学生団体、20 の教員団体、6 つのサミ団体、5 つのその他団体などからのヒアリングをして最終調整して省(UFD。2006 年からは KD)に出す。最終的には省で決定するが普通は教育管理庁の調整結果案がそのまま省の決定となる(2005/2006 の KRL 科目課程は例外的に省で決定した。 - 北川付記)。

' SRY付記

()「職業実習教育委員会」*yrkesopplæringsnemnd* については、*Opplæringslova* の § 12-3、§ 12-4 に根拠

規定があり、中央政府の省は県の委員会の職務に関する省令 *forskrift* を制定する権限を有する (§ 12-3)。

() 2006/07 職業教育課程改革に関しては、後記 ' ' に付記する経過を受けて「職業教育協働審議会」 *samarbeidsråd for yrkesopplæringen* (SRY) 委員が任命され、2004年6月16日に会議を開始した(「職業教育のための新協働審議会」 *'Nytt samarbeidsråd for yrkesopplæringen'*, Pressemelding, Nr.: 047, Dato: 16.06.04。資料源: <http://odin.dep.no/odinarkiv/> (2006.3.1 現在))。

() SRY に関しては、*utdanningsdirektoratet, Samarbeidsrådet for yrkesopplæring*、参照。

資料源: http://www.utdanningsdirektoratet.no/templates/udir/TM_Artikkel.aspx?id=766 (2006.3.7 現在)。

() Yrkesorganisasjonenes Sentralforbund の下記の記事等がある。(1) 16.08.04 *Opplæringskonferansen 2004*。(2) 12.03.04 12.03: *YS positiv til ny organisering av fag- og yrkesopplæringen*。(3) 05.04.04, 01.04 *Tilfreds med organiseringen av videregående opplæring* 及び Fil: 010404 *Kulturforlæring*、Fil: 120804 *Kunnskap, mangfold og likeverd*。(4) 17.08.05, *YS Ung krever økt innsats for læreplasser* 及び Fil: 170805 *YSunglæringer* (以上、資料源 <http://allyours.no/>、2006.3.4 現在)。

() SRY の予算は次に記されている。資料源 *Utdannings- og forskningsdepartementet, St.prp. nr. 1 (2005-2006), FOR BUDSJETTÅRET 2006*, 2005.9.1, 資料源: <http://www.statsbudsjettet.dep.no/2006/>

() なお下記記事は、直接には *samarbeidsråd* の語は見当たらないが、例えば Av: Wilkensen, Rune Andre Publisert: 25.01.2006 Sist endret: 25.01.2006, *'Kvalitet i fag- og yrkesopplæringen - kartlegging av kunnskapsstatu'* (<http://www.vaf.no/subTemplate3-10.aspx?m=126> 2006.3.5。2006.3.5 現在) リンクの同題目記事: 「専門及び職業教育における資質 学芸状況リスト」, *Fafo-notatt 2005:31*, © Fafo 2005 は、「専門及び職業教育における資質」に関する「協働」(ないし共同)に関する有力記事である。

(三) マングルユット高等学校 *Manglerud videregående skole*

2005年9月9日(金曜日)午後。Plogveien 24, 0681 Oslo。

エヴァ・ハイア校長 *Rektor Eva Heir*。

アーネ・ブレック副校長 *Assisterende rektor Arne Brække*。

トール・コルビヨルンセン教諭 *Tor Colbjørnsen*

(コルビヨルンセン教諭は、一般科目 (科学、社会科関係科目、経済学 *real fag, samf. fag, økonomifag*) 担当の学校指導部員 *Avdelingsleder*。当校の学校指導部 *Skolens ledelse* は、校長・副校長を含めて7人で構成。)

以下の聞取りは、(1)は校長、副校長、(3)はコルビヨルンセンからである。

(1) 学校の概要・教育行政等

この学校は、「基礎課程」grunnkurs (GK)としては、1)「一般及び経済行政コース」Allmenne, økonomiske og administrative fag、2)「音楽舞踊演劇コース」Musikk, dans og drama、3)「造形コース」Formgivingsfag の3コース studieretninger を備えている。第1学年から第3学年まで総計34の学級で構成されており、生徒数約800人である。

オスロ市立校には運営委員会 driftstyre が設置されている。オスロ市では、この運営委員会に教育法 § 11-5 で定められている「学校委員会」skoleutval の性格を与えると同時に、それ以外の学校運営権限も与えている。運営委員会で予算案の作成・変更、学校の年間計画作成、教授(学)的な方法の議論をする。校長は議長を務めるが投票権はない。

構成員は生徒代表2人、政治的に選ばれた委員3人、2人が教師の計7人である。

[付記] 当校の driftstyre についてのインターネット情報は得ていないが、オスロ市立若干校の driftstyre については右に記述がある。 http://www3.samfunnsforskning.no/files/R_2004_5.pdf、2006.3.7 現在。

この学校はオスロ市の bydel (「街区」= 市の下位区分地域) の1つ Østensjø にある。上記の政治的代表3人は、この地域代表であり、オスロ市議会が承認する。実際は学校が誰にするかを提案しており、政治家でなくても良い。現在の委員は、1人は父母代表、1人は前図書館長、1人はこの地域の企業で開発的仕事をしていた人である。

[付記] (1) ノルウェーの大都市には 'bydel' 「街区」(英 part of town, part of city。辞典: Engelsk stor ordbok med iFinger) という再区分された行政区がある。これは、運営委員会 styre 及び議会 råd を有している(百科事典 Wikipedia: <http://no.wikipedia.org/wiki/Bydel>、2006.3.7 現在、参照)。

(2) オスロ市には 15 の bydel がある(<http://no.wikipedia.org/wiki/Oslo>、2006.3.7 現在)。

(3) オスロの bydel では運営委員の住民による直接選挙も 1995 年以降 3 度、試行されてきた。

(資料限: http://www3.samfunnsforskning.no/files/R_2004_5.pdf、2006.3.7 現在)。

この学校の生徒会は 9 月 11 日の国会選挙に先立って生徒による模擬選挙を実施した。生徒の政治集団が運営して、各党の政治家を呼んで政治討論会を実施した(そのプログラム等は手違いで入手せず)。

これからの教育は、技術を重視して行く。パソコンを使いインターネットを使って授業をする。出欠もインターネットで生徒自身が管理する。

ノルウェーで高校の歴史授業を 1850 年を境に「旧時代史」Eldre historie と「新時代史」Nyere historie に分けているが、これは便宜的なものである。概ね、この頃を境にして産業化と民主主義が重要度を増した。歴史は、一般学科の生徒が VK で旧時代史、VK で新時代史を学ぶ。他の生徒は新時代史だけを学ぶ。

(2) 同校設置コースにおける社会科関係科目履修

はじめに、コルピョルンセン教諭からの聞き取りの前提として、マンゲルユット高校に設置されている基礎課程 GK の各コース及び上級課程 VK の各コースと、そこで履修すべき社会科関係科目について記しておく。

資料限: Manglerud videregående skole の URL: <http://www.manglerud.vgs.no/> (2006.3.17)

同校の基礎課程コースとその上級課程コース

この高校は、第1学年の基礎課程としては、既述のように、()一般及び経済管理、()音楽舞踊演劇、()造形の3コース *studieretninger* (英 *branch of study, line of study*) を備えている。次に、これらの GK に接続する第2学年以降の上級課程 *videregående kurs* (VK) であるが、()の GK の上級課程 VK のコースとしてはこの学校には「普通コース」*Allmennfaglig retning* (AA) だけが設置されている。「経済・管理コース」(ØA) は設けられていないので、上級課程で ØA への進級を希望する場合は他校に移ることになる。()、()の GK についても同様。)()の上級課程 VK として、この高校には音楽 *Musikk* コース及び Drama 演劇コースが在り、舞踏コースはない。また、()の GK 造形コースの上級課程 VK としては、「描画・造形及び色彩コース」*Tegning, form og farge* (TFF) が置かれている。なお GK()の上級第2課程 VK には進学に転ずる課程が用意されている。

各課程・各コースにおける社会科関係科目履修

基礎課程、上級課程第1・第2の各コースの履修科目は、*felles allmenne fag* 「共通一般科目」と *Studieretningsfag* 「コース専門科目」とで構成されている。

()まず、この内の後者、すなわちコース専門科目の中で、広く「社会」に関係する科目には、そのコースの学習分野に応じて、歴史や社会組織・制度に関する科目が種々ある。例えば、マングルユット高校の音楽及び演劇の GK では「芸術史及び文化史」*kunst-og kulturehistorie* (2単位。以下科目名の後に単位数を記す。1単位は週当たり1コマ45分×通年38週。)、TFF の VKII では「芸術史」*kunsthistorie* (2) が設けられている。普通コースの専門科目としては、VK I では「企業経済」*Bedriftsøkonomi* (5)、「法学」*Rettslære* (3)、「社会学」*Samfunnskunnskap* (5)、「社会経済」*Samfunnsøkonomi* (3)、「メディア学 ME 1」*Mediekunnskap ME1* (5)、VK II では「企業経済」(5)、「法学」(5)、「社会学」(5)、「社会経済」(5)を履修する。

()他方、上記の前者、すなわち、一応逐語的に「共通一般科目」と訳した '*felles allmenne fag*' であるが、以下の記述からも判るように、これに属するすべての科目がノルウェーの全高校生に必修の科目なのではない。そのような全員必修科目も「社会科」*samfunnslære* など数科目があるが、全体としては、言わば、大学等の高等教育に進学する際、進学先の如何に関わらず進学の基礎科目として共通に扱われる科目と考えられる。その意味では、わが国の「高等学校学習指導要領」(平成11年=1999年3月29日告示)の「普通教育に関する各教科・科目」で挙げられている個別の科目が全高校生が共通履修する科目で無いのと一面、通じるところもある。

そこで、日本の上記高校学習指導要領の教科「地理歴史」及び「公民」に属する諸科目に近似する上記ノルウェーの「共通一般科目」*felles allmenne fag* に属する諸科目について見てゆくと次のようである。

GK (高校第1学年) では、社会科関係科目は、普通コースの生徒に「経済及び情報処理」*Økonomi- og informasjonsbehandling* * (45分の1限授業・週当たり5コマを通年38週)。

VK (高校第2学年) では、どのコースでも「共通一般科目」として *samfunnslære** が週2時間、課せら

れている。(* 本報告書では、ノルウェーの高校については、この科目に「社会科」の訳語を当てる。)y

普通コースのVK ではこの他、地理 *geografi* 2 単位、旧時代史 *eldrehistorie* 3 単位が *felles allmenne fag* 「共通一般科目」として課されている。しかし、「地理」、「旧時代史」は、造形関係コース **TFF VKI** 及び進学コースとされている音楽・演劇コースでも課されていない。VK では、コース専門科目を別とすると、ほかに社会科関係科目は見当たらない。

VK では、基本的に進学コースである普通コース及び音楽演劇コースでは、「共通一般科目」*felles allmenne fag* として「宗教・倫理」*religion/etikk* 3 単位及び「新時代史」4 単位が課せられている。これは造形 GK の上級 VK には課されていない。造形 GK の生徒がその VK で進学に転ずるコースを選ぶと、VK で「新時代史」4 単位は必修であるが、「宗教・倫理」や「地理」、「旧時代史」は必修になっていない。

()なお、社会科関連科目、必修科目等を含む科目履修については、国の教育課程基準 *Læreplanverket for videregående opplæring (R94)* によって定められている。(詳細は煩雑なので省略。R94 は下記の URL に掲載。)

http://www.utdanningsdirektoratet.no/templates/udir/TM_Artikkel.aspx?id=1120 (2006.3.7 現在)

(3) コルビヨルンセン氏の説明

2006 / 2007 改革による社会関係科目の変化

()ノルウェーの 2006/2007 年教育課程改革は、第 1 学年から第 13 学年までの改革なので、従来よりも一貫的な教育課程になる。

()ノルウェーの高校VK で全生徒必修の社会科 *samfunnslære* は、内容が非常に広範にわたる、広く浅い科目である。2006 年の教育課程改革では、現行 2 単位から 3 単位に増え、高校第 1 学年から入る。この科目の国際関係内容は、子どもの権利、国連など、ノルウェーが重視している国連が中心になっている。

()GK 普通及び経済・管理コースでは) 2006 年には新しく経済の分野が入ってくる。その科目では、予算、財産の使い方、個人経済などを扱う。

その代わりに現在このコースで 1 年次共通必修の「経済及び情報処理」*Økonomi og informasjonsbehandling* 科目は無くなる。だし、情報処理の理論的な部分は残される。

()プログラム科目(国の定める *læreplan* に含まれる科目のことか? 北川)では、社会科関係科目は、社会科。経済科、人文科の三つに分かれてくる。

社会変化と教育

()教育課程改革は、労働界・経済界の変化がある。ポスト・モダン社会化に対応して、資格を変えて行かなければならない。人生を通じて学習することが必要になっている。

それだけに基礎学習が重要になっており、基礎知識を与えてその上に専門知識を与える。

社会変化に対応する教育課程改革は、これまでに十分に考えられてきた。教育課程には、成人コースも入ってきている。

大学でも、成人教育でも小さなモジュールを組み合わせて学習できる制度にする。

()ノルウェーの社会、国家の進むべき方向の選択肢と、そこから賢明な選択をし得る生徒を育てるために教育界では議論を重ねてきた。

()教育課程の変化は、これには教師の立場からは対応が難しい。授業内容は、教科書だけでなく、マスコミ・新聞等から取り入れる。デジタル化とIKT (*informasjons- og kommunikasjonsteknologi*。情報技術)を通じて、NATO、アフガニスタン、イラク戦争への参加等、最新の情報が得られ、授業に取り入れることができる。

様々なノルウェーの組織、国連の組織等から情報を得て、新しい変化に対応することができるだろう。

しかし、それはこれからの課題 challenge になっている。このことはクレメット教育研究大臣の発言にも現れている。

()ノルウェーの社会関係授業は、facts だけを教えるのではない。評価、立場を教えること、育てることが大切である。

()失業問題については、構造的な失業が重要な問題になっている。新教育課程でも現在と大体同じ教育内容になると予想している。国際的な競争^(注1)が重要な理由^(注2)になっている。労働・経営の合理化 *rasjonalisering* (rationalization)が失業の理由である。また技術が進歩すると人材需要が減少することも失業の理由である。

()ノルウェーは、今は石油に依存して高い経済であるが、これからのノルウェーは、高い技術で行くか、あるいは他の産業を開発するかが、どうしても必要になるだろう。

異性・伴侶の問題

()(社会科の)目標の3C、3Dに書かれているように、「寛容性」を育成することが重視されている^(注3)。

()伝統的、キリスト教的規範では結婚は重要であるが、もう、(異性間の共同生活/性的人間の共同生活において?)支配的ではなくなっている。第一ではなくなっている。弱くなっているだろう。

()*samboerskap* (英: cohabitation) は、結婚 *ekteskap* (英 marriage と) ほとんど同じ価値をもつようになっている。

()そのほかにも同性愛伴侶 *partnerskap*^(注4)がある。

()教科書には、どれがより望ましいとは書いていない。

子ども・生徒の変化

()94年改革で子どもの高校進学が与えられた。これは学校の変化・社会の変化と関連している(「変化に繋がっている」? - 未確認)。(94年当時以前のように)そんなに早くから職に就くと問題が生じると政府が考えて、すべての者が高校教育を受ける権利を与えた。

()高校には、必ずしも高校に行き高等教育進学コースを選ぶことが適しているとは言えない生徒が多い。昔の高等学校 *gymnas* (独: Gymnasium、英: gymnasium) は、アカデミックで進学向きだった。そっちの方がある面では良かったかもしれない。

()また、94年改革以前に中学校にあった状況が、改革後は高校で現れてきた。

生徒が授業中、喧しい。それほど学習にモチベーションがない、集中できないという学習上の問題がある。

() 高等教育段階でも総合大学 *universitet*, 専門大学 *høyskole* に入ってくる学生のレベルが低すぎる。どうするかが大きな問題になっている。

() 2006 年からの新しい改革は、各個人に適応した学習 *tilpasset opplæring, tilpassa opplæring* を定めているが、これもとても難しい課題 *challenge* だ。

(注1) ノルウェーは EEC (*European Economic Community*) に入っているが、この参加諸国との経済競争が結構、ノルウェーに浸透してきているようである。

(注2) 「事由」、「原因」、「要因」などと言うべきか、あるいは通訳すべきか、未確認。

(注3) 社会科 *samfunnslære* の教育課程 *læreplan* は、「2.4 共同生活、個人及び社会」で次のように定めている。

目標 3

生徒は、共同生活及び共同社会における課題と責任について論ずることができなければならない。

学習要目(抄)

生徒は、

3c 共同生活のための性役割と規範についての知識をもつこと。

3d 共同生活に入ることの倫理的側面及び共同生活破綻の結果について論ずることができること。

3e 結婚、同棲、同性愛伴侶 *partnerskap*(注4)、離婚及び子どもの権利に関する法規を知るようになること。

(注4) *partnerskap* は、字義通りでは伴侶(英語の *partnership*)、「同性愛伴侶」と訳したのは、訪問時の通訳、および教育管理庁による英訳上記 3e 項が次のとおりであることによる。

3e (Pupils shall) be familiar with legislation concerning marriage, cohabitation, homosexual partnership, divorce and children's rights

本章の結びに代えて

2005 年 9 月 ノルウェー調査研究旅行の全行程の見聞ノートの本報告書への掲載を目指した。しかし、概ね前半に関するノートを書き起こしたところで、残念ながらこの「成果報告書」提出期限が迫った。残余の見聞ノートとその関連事項の発表・発刊は他日を期したい。

2005 年度末